

## 中京区自治会 I C T 化促進支援事業補助金交付要綱

### (趣 旨)

第 1 条 この要綱は、中京区まちづくり運営方針で定める I C T（情報通信技術）を活用した区民主体のまちづくりの取組を支援する中京区自治会 I C T 化促進支援事業補助金の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付の対象事業)

第 2 条 補助金の交付対象となる事業は、地域住民相互の情報交換、交流及び協働の促進、地域活動における業務の効率化、負担の軽減及び新たな担い手の創出、並びに地域活動への参加促進を目的に、中京区内の元学区単位で実施される I C T を活用したまちづくり事業とする。

### (交付の対象団体等)

第 3 条 補助金の交付対象となる団体は、地域コミュニティ活性化推進条例第 2 条第 3 号に定める地域自治を担う住民組織とする。

2 次に定める団体には補助金を交付しない。

- (1) 同一年度内において、第 8 条の規定に基づく交付の決定を受けている団体
- (2) 営利・宗教・政治を目的とした事業で申請する団体
- (3) 京都市暴力団排除条例第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等又は同条第 5 号に規定する暴力団密接関係者を構成員とする団体
- (4) その他区長が適当でないと認める団体等

### (補助金の対象経費)

第 4 条 補助金の交付対象となる経費は、次の各号に定める第 2 条の実施に必要な最小限の経費のうち、申請があった年度の 4 月 1 日から 3 月末日までに実施され、かつ、原則として申請があった年度の 4 月 1 日から 3 月末日までに支払われるものを対象とする。

- (1) I C T を活用して、広く住民に地域情報を発信する事業（以下「電子回覧板事業」という。）の実施に要する経費
- (2) 電子回覧板事業に必要な担い手育成、利用者拡大のための研修や住民への周知に要する経費
- (3) その他第 2 条の目的に資する事業の実施に要する経費

2 次の各号に掲げる経費は、対象外とする。

- (1) パソコン、プリンター、タブレット、スマートフォン、テレビ等、広く一般に普及し、汎用性が高い機器及びその周辺機器の購入経費
- (2) 個人の利用に留まるもの又は個人の利用等と電子回覧板事業等での利用を切り分け

ることのできないもの

- (3) 地域コミュニティ活性化に向けたICT化推進事業助成金交付要綱第4条に定める助成金の対象経費
- (4) 事業の実施内容と比較して、社会通念上著しく高額と認められるもの
- (5) 第2条の目的から逸脱する経費
- (6) その他区長が適当でないと認める費用

3 第1項の規定にかかわらず、申請年度に実施された経費について、年払い等により申請の前年度に支払いが完了している場合は、申請年度内に支払われたものとして、補助金の対象経費とすることができる。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、区長が適当と認めるものに対し、予算の範囲内において、次の各号に定める額を交付する。

- (1) 補助金の額は、対象事業に要する経費の5分の4に相当する額の範囲内において区長が定める額とする。ただし、1団体につき、100,000円以内とする。
- (2) 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額を補助金の額とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下、「交付申請団体」という。）は、次の各号に掲げる書類を添えて区長に提出しなければならない。ただし、区長が特段の事情があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 中京区自治会ICT化促進支援事業補助金交付申請書（第1号様式）
- (2) 中京区自治会ICT化促進支援事業補助金収支予算書（第2号様式）
- (3) その他区長が必要と認める書類

(交付の決定及び標準処理期間)

第7条 区長は、前条の規定による申請が到達してから14日以内に、当該申請の内容を審査し、交付又は不交付の決定を行う。

2 区長は、前項の規定により交付を決定したときは、中京区自治会ICT化促進支援事業補助金交付決定通知書（第3号様式）により、不交付を決定したときは、中京区自治会ICT化促進支援事業補助金不交付決定通知書（第4号様式）により、それぞれ交付申請団体に通知する。

(申請事項の変更等)

第8条 交付決定団体は、事業の内容若しくは経費の配分の変更又は中止をしようとする

ときは、軽微な変更を除いて、あらかじめ中京区自治会 ICT 化促進支援事業補助金計画変更・中止承認申請書（第 5 号様式）を区長に提出しなければならない。

2 前項に規定する軽微な変更は、次のとおりとする。

- (1) 補助目的達成のために関連する事業間の弾力的な遂行を認める必要がある場合
- (2) 補助目的の変更をもたらすものでなく、かつ、交付決定団体の自由な創意により計画変更を認めることが、より能率的な補助目的達成に資すると考えられる場合
- (3) 補助目的及び事業能率に関係ない事業計画の細部の変更である場合
- (4) 事務費間の流用で、流用先の経費に対する流用額の比率が極めて低い場合

3 経費の配分を変更しようとするときは、第 1 項の規定による申請書に、変更内容を反映した第 6 条第 2 号の規定による書類を添えて提出しなければならない。

4 区長は、第 1 項の規定による申請があった場合において、これを審査し、止むを得ないと認めるときは、これを承認し、中京区自治会 ICT 化促進支援事業補助金変更・中止承認通知書（第 6 号様式）により、交付決定団体に通知する。

（事業完了の届出）

第 9 条 交付決定団体は、事業が完了した後 1 箇月以内又は当該年度 3 月 31 日のいずれか早い日までに、次の各号に掲げる書類を区長に提出しなければならない。

- (1) 中京区自治会 ICT 化促進支援事業補助金実績報告書（第 7 号様式）
- (2) 中京区自治会 ICT 化促進支援事業補助金収支決算書（第 8 号様式）
- (3) 領収書等の支払関連資料の写し
- (4) 事業の実施状況が判断できる成果物や写真等
- (5) その他区長が必要と認める書類

2 前項第 3 号のうち、補助事業期間中に発生し、当該経費の額が確定しているものであって、経理処理の都合上、事業期間中の支払いが困難であるなど、事業期間中に支払われないことに相当な事由があると認められるものは、当該経費の額を確認できる書類をもって代えることができるものとする。

3 前項の場合、交付決定団体は支払が完了した時点で速やかに担当部署への報告及び確認を受けなければならない。

4 交付決定団体は、本市が実施する広報活動に当たり、第 1 項第 4 号に規定する成果物、写真等を提供するなど、可能な限り協力するものとする。

（補助金の交付）

第 10 条 区長は、前条の規定による報告があった場合において、実績報告書等を審査し、適当と認めるときは、中京区自治会 ICT 化促進支援事業補助金交付額確定通知書（第 9 号様式）により通知し、補助金を交付するものとする。

(補助金の概算払)

第11条 交付決定団体は、補助金の交付予定額の5分の4以内の額について条例第21条第2項の規定により補助金の概算払を受けることができる。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年5月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。